

国土建推第25号
平成24年9月3日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



「建設業取引適正化推進月間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成24年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙1のとおり「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、月間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関し協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業に対しても、月間の実施について周知方よろしく願いいたします。

平成24年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

このため、平成24年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）と定め、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うものである。

2. 期 間

平成24年11月1日～30日

3. 主 催

国土交通省、都道府県

4. 実施内容

(1) ポスターの配布・掲示等

国土交通本省（以下「本省」という。）が作成し配布するポスターを北海道開発局、地方整備局及び沖縄総合事務局（以下「整備局」という。）、都道府県、市区町村、並びに建設業関係団体において掲示する（市区町村については、都道府県経由で配布）。

(2) ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する普及・啓発のため、本省において、月間の実施等について報道発表等により広報を行うとともに、業界団体等の機関誌に掲載を依頼する。

また、整備局及び都道府県（以下「各許可行政庁」という。）においても、ホームページや各種媒体を活用し、月間の実施等について広報を行う。

(3) 建設業者等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、各許可行政庁が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を極力本月間内に開催する。

(4) 立入検査等の実施

月間期間以外の立入検査に加え、各許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、極力本月間内に立入検査等による指導を実施する。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況の確認等も併せて実施する。

(5) 下請取引適正化推進月間との連携

中小企業庁及び公正取引委員会主催の「下請取引適正化推進月間」事業と連携し、講習会等の周知、中小企業庁との合同立入検査による指導等を実施する。

(6) その他

上記のほか、各許可行政庁において自主的な事業の実施に努める。